

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	文化芸術創造課 文化施設 担当室

契約業者名・住所	株式会社松村電機製作所 東京支店 東京都台東区池之端2丁目7番17号 井門池之端ビル
工事等の名称	松戸市民会館 舞台照明機器保守委託
工事等の場所	松戸市松戸1389番地の1
種別	「建物設備等保守・修繕」：電気設備保守点検、その他（舞台照明設備保守、舞台吊物設備保守）
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1,108,800円
工事等の概要	舞台照明機器保守業務
随意契約の理由	<p>舞台照明機器は昭和56年に設置後、45年が経過しており老朽化した設備であるため、製造中止となっている部品も多い事から、故障時の迅速な部品提供、対処及び保守点検は製造業者でしかできないのが現状となっております。</p> <p>よって、市民会館の舞台照明機器の保守を行うためには、株式会社 松村電機製作所により実施することが最適と思慮されますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、同社と随意契約するものです。また松戸市財務規則138条第1項第1号の規定を適用し一者より見積りを徴取する。</p>